

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

向日市（以下「市」という。）と介護老人保健施設ケアセンター回生（以下「施設管理者」という。）は、福祉避難所の設置及び運営に係る協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、向日市内に災害対策基本法（昭和36年法律223号）第2条第1号の災害が発生した場合において、市が施設管理者に対して福祉避難所の設置運営に関する協力を要請するにあたり必要な事項を定めるものとする。

（福祉避難所）

第2条 福祉避難所とは、災害発生時において、通常の避難所では避難生活が困難な援護を要する状態にある者（以下「要援護者」という。）のために開設する避難所をいう。

2 福祉避難所の業務内容は、福祉避難所の設置及び運営並びに受け入れた要援護者に対する日常生活上の支援（相談等を含む。）とする。

（対象者）

第3条 この協定による援護の対象者は、福祉施設又は医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、一般的の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者とする。

（協力の要請）

第4条 市は、災害時において、対象者の存在を把握した場合は、施設管理者に対し、当該対象者の受入れを要請するものとする。

2 施設管理者は、市からの要請に可能な範囲内で応じよう努めるものとする。

（要援護者等の受入れ等）

第5条 施設管理者は、前条の規定による市の要請を受け入れることが可能と判断したときは、速やかに要援護者の受入体制を整え、受け入れができる要援護者の人数等を市に報告するものとする。

2 市は、前項の報告を受けた場合は、福祉避難所に避難させる要援護者を特定し、これを施設管理者に通知するものとする。

3 福祉避難所に受け入れた要援護者の状況報告、必要な処遇の協議等は、市及び施設管理者が連携して行うものとする。ただし、緊急の場合においては、この限りではない。

4 要援護者を介助する者については、当該要援護者とともに福祉避難所に避難させることができるものとする。

（開設期間等）

第6条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、期間の延長が必要な場合は市及び施設管理者は協議の上、延長することができるものとする。

2 施設管理者は、前項の開設期間中は、福祉避難所の施設管理のため可能な範囲で当直者を配置するものとする。

3 前項の当直者を施設管理者が配置できない場合については、市は適切な者を選定し、その職にあたらせるものとする。

(対象者の移送)

第7条 市の要請に基づき、施設管理者が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、当該対象者の家族若しくは支援者が行い、又は当該福祉避難所の従事者が消防団、警察、福祉タクシー事業者等の協力を得て実施する。

(必要な物資の調達及び人的支援)

第8条 市は、避難した要援護者に係る必要な物資の調達に努めるものとする。

2 施設管理者は、前項に定める物資の調達について、市と連携の上、可能な範囲で協力するものとする。

3 施設管理者は、要援護者の生活支援、相談等を実施できるよう、介護支援者等の確保及び配置に努めるものとする。

4 市は、前項に定める介護支援者等の確保及び配置を支援するものとする。

(経費の負担)

第9条 市は、施設管理者に対し、福祉避難所の設置及び運営管理に係る経費について、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）その他関連法令等の定めるところにより、所要の実費を負担するものとする。

(福祉避難所の早期閉鎖への努力)

第10条 市は、施設管理者が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(個人情報の保護)

第11条 施設管理者は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た要援護者又はその家族等の固有の情報を第7条に規定する場合のほか、市以外の者に漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第12条 施設管理者は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(関係書類の保管)

第13条 施設管理者は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、事業実施後 5 年間はこれを保管しなければならない。

(協定の解除)

第14条 市は、施設管理者がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

(協定締結期間)

第15条 この協定の締結期間は協定締結後 1 年間とし、市、施設管理者いずれかより異議の申し出がない限り、毎年自動更新されるものとする。

(協議)

第16条 この協定に定める事項その他業務上の必要な事項について疑義が生じた場合は、市と施設管理者が協議の上、解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、市、施設管理者双方記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和2年8月1日

市 向日市寺戸町中野20番地

向日市長

施設管理者 向日市物集女町中海道19番地の5
介護老人保健施設ケアセンター回生
施設長